

大分県報

令和八年
第七三一号
八月二十一日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

大分県立中学校学則の一部改正 一

告 示

臨時種畜検査の実施 一

令和八年度臨時種畜検査に合格した種畜 二

土地改良事業計画の変更認可 二

県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（二件） 二

電線共同溝を整備すべき道路の指定 三

内水面漁場管理委員会告示

こいの持ち出しの制限 三

こいの放流の制限等 三

公 告

競争入札参加者の資格に関する公示 三

一般競争入札の実施 四

監 査 公 表

監査結果に関する措置状況の公表（定期監査） 七

監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査） 二〇

監査結果に関する措置状況の公表（財政的援助団体等監査） 二〇

○教育委員会規則

大分県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十一日

大分県教育委員会

令和八年八月二十一日

大分県教育委員会規則第十三号

大分県立中学校学則の一部を改正する規則

大分県立中学校学則（平成十八年大分県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の大分県立大分豊府中学校の項中「一二〇人」を「一〇五人」に、「三六〇人」を「三一五人」に改める。

第五条第三項中「（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第二号様式中「さへ」を「へ」に、「ふへ」を「へ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大分県立大分豊府中学校の生徒の定員は、次の表の上欄に掲げる期間においては、改正後の第二条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる定員とする。

期 間	定 員			
	第一学年	第二学年	第三学年	計
令和九年四月一日 から令和十年三月 三十一日まで	一〇五人	一二〇人	一二〇人	三四五人
令和十年四月一日 から令和十一年三 月三十一日まで	一〇五人	一〇五人	一二〇人	三三〇人

○告 示

大分県告示第三百三十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

令和八年八月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県報（教育委規則・告示）

検 査 期 日		検 査 場 所		家畜の種類
令和八年九月十四日		宇佐市安心院町		豚
大分県告示第三百三十八号				
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和八年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。				
令和八年八月二十一日				
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎				
種畜証明書番号	名	前	品種	検査成績
令八大分県臨二第一号	DC5468		その他	級外
令八大分県臨二第二号	DC5478		その他	級外
令八大分県臨二第三号	DC5479		その他	級外
令八大分県臨二第四号	DC5504		その他	級外
令八大分県臨二第五号	DC5516		その他	級外
令八大分県臨二第六号	DC5531		その他	級外
令八大分県臨二第七号	DC5533		その他	級外
令八大分県臨二第八号	DC5535		その他	級外
令八大分県臨二第九号	DC5548		その他	級外
令八大分県臨二第十号	DC5559		その他	級外
令八大分県臨二第十一号	DC5561		その他	級外
令八大分県臨二第十二号	DC5571		その他	級外
大分県告示第三百三十九号				
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十條第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。				
令和八年八月二十一日				
土地改良区名		事業名		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
宇佐土地改良区		土地改良事業（維持管理計画書）		認可年月日 令八・八・五
大分県告示第三百四十号				
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表加未広平からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。				
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。				
令和八年八月二十一日				
事業名		地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業		第一飯在池地区	令八・八・二一から 令八・九・一〇まで	宇佐市役所
大分県告示第三百四十一号				
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表梁田義彦からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。				
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。				
令和八年八月二十一日				
事業名		地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業		梅田溜池地区	令八・八・二一から 令八・九・一〇まで	豊後高田市役所

大分県告示第三百四十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和八年八月二十一日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

区 間

指定の区分

県道鶴崎大南線

大分市大字松岡字辻ノ下五四一四番二から
大分市大字松岡字野末三六二番二まで

上下線

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年八月二十一日

大分県内水面漁場管理委員会会長職務代理者

久寿米木 洋 子

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

令和八年九月一日から令和九年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和八年八月二十一日

大分県内水面漁場管理委員会会長職務代理者

久寿米木 洋 子

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

令和八年九月一日から令和九年八月三十一日まで

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和八年八月二十一日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

一 調達をする物品等の種類

庁内無線LAN機器等一式

二 競争入札の参加者資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者 (四) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者 (五) 国税又は大分県税を滞納している者 (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が一年未満である者（基準日において継続して一年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。） 2 資格審査事項については、次のとおりとする。 (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。） (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。） (三) 経営規模 (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。） (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。） (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。） (五) その他知事が必要と認める事項 入札を希望する者の資格審査申請の方法等 3 申請の方法 1 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。 2 申請書の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号 電話 ○九七―五〇六―二九六八 3 申請の時期 令和八年八月二十一日から同月二十七日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入	札に間に合わない場合がある。 四 入札参加資格の有効期間 資格を取得した日から令和八年九月三十日までとする。 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html 六 資格の更新手続 資格の更新については、五の2に掲げる大分県ホームページに掲載するところによる。 七 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は入札参加資格を停止した時から三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。 (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合 (三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合 2 1の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。 ~~~~~ 次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和八年8月21日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の種類 片内無線LAN機器等一式 (2) 納入期限 令和九年2月28日（日）
--	--

(3) 納入場所 大分県知事が指定する場所 (4) 契約期間 令和9年3月1日から令和16年2月28日まで（84か月） 本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約である。ただし、納入日から令和9年2月28日までの間は試験利用期間として、この間の賃借料は発生しないものとする。 (5) 調達内容 別途配布する「庁内無線LAN機器等一式の賃貸借に係る仕様書」のとおり。 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。 (3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。 (4) 官公庁や地方公共団体との当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があり、かつ、それを証明した者であること。 (5) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、紙による入札を希望する場合は、大分県電子入札運用基準（物品・役務）に示す手続を行い、その承認を得ること。 (6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ている者であること。 (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。 (8) 公告の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。	(9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 (1) 申請の時期 令和8年8月21日（金）から同月27日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html (3) 申請書類の提出先 下記の場所へ郵送することとする。 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2968 4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部デジタル政策課基盤システム管理班（県庁舎本館2階） 〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097—506—2071 e-mail:a11840@pref.oita.lg.jp
---	---

5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県共同利用型電子入札システム (2) 日時 令和8年8月21日（金）から同年9月30日（水）12時まで 6 入札説明書の交付場所及び日時 上記5に同じ。 7 調達仕様書及び機能等証明書の交付及び日時 調達仕様書及び機能等証明書は、大分県総務部デジタル政策課宛て交付依頼メールへの返信により交付する。メールには次の情報を記載することとする。 件名：庁内無線LAN機器等一式入札仕様書の交付依頼 本文：会社名、担当部署、担当者氏名及び連絡先 交付依頼は、令和8年8月21日（金）から同年9月3日（木）までとする。 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 9 大分県共同利用型電子入札システムの利用 本件入札は、大分県共同利用型電子入札システムで入札の手続を行う。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に電子入札システムの利用が困難な場合は紙による入札での参加を認める。 また、当該入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。 10 入札参加条件 (1) 機能等証明書を4に掲げる担当部にメール又は郵送にて提出し、納入しようとする物品の機能等が基準に適合することの証明を受けた者であること。 機能等証明書提出期限：令和8年9月10日（木）午前10時（必着） (2) 大分県共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。ただし、入札等に参加を希望する事業者が、外国法人等の理由で物理的に大分県共同利用型電子入札システムの利用が困難な場合は、大分県電子入札運用基準（物品・役務）に示す様式第2号を提出し、その承認を得た者であること。 入札参加申請期限：令和8年9月24日（木）午後5時（紙で郵送する場合は必着とす	る。） 11 大分県共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間 大分県共同利用型電子入札システムにより、次の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札の承認を得た者は、4の場所へ次の期間中に持参又は郵送により提出することを認める。紙による入札で入札書及び委任状に押印を省略する場合、郵送時の封筒の送り主欄又は持参者の身分証明書等で本人（代表者又は受任者）の確認を行うものとする。 期間 自 令和8年9月25日（金） 至 令和8年9月30日（水）12時（紙で郵送する場合は必着とする。） 12 開札の日時及び場所 (1) 日時 令和8年9月30日（水）午後1時 (2) 場所 大分県総務部デジタル政策課（県庁舎本館2階） 13 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除（地方自治法施行令第167条の5の規定により知事が定める資格を有する者による競争入札に付する場合において、落れ者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。） 14 契約保証金 契約金額（年額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 15 入札の無効に関する事項 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 16 再度入札 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないと
--	--

きは、速やかに別に定める日時において再度入札を行う。		
17 落札者の決定の方法		
(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。		
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。		
18 その他		
(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。		
(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。		
(3) その他、詳細は入札説明書による。		
19 Summary		
(1) The name of contract matter		
One set of in-house wireless LAN equipment.		
(2) Time Limit to express interests		
5:00 p.m. September 24, 2026		
(3) Time Limit for Tender		
12:00. September 30, 2026		
(4) Contact Point for the Notice		
Digital Policy Division Office, General Affairs Department, Oita Prefectural Government Office 3-1-1,Ohte-machi,Oita city 870-8501 Japan TEL 097-506-2071		
○調 査 公 表		
監査委員公表第751号		
令和8年3月24日付け監査第775号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったの		
で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和8年8月21日		
大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 大 友 栄 二 大分県監査委員 阿 部 長 夫		
1 指摘事項についての措置状況		
監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・福祉保健部)		
西部保健所	令和7年8月26日、 令和7年10月15日	指摘事項 粗大ごみ収集運搬処理委託について、処分許可業者でない者と法令で必要とされている書面による契約を締結せず見積・請求により経理処理している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。
措置状況 担当職員を中心に関係法令及び令和7年4月に会計管理局用度管財課庁舎管理班が作成した「庁舎管理マニュアル（廃棄物処理編）」により適正な産業廃棄物処理委託の手續を確認した。また、令和7年度に実施した内部統制の自己評価で当事例を「リスク発現状況記録簿」に記載し、所属内で共有を図った。 今後、会計事務に係る各種研修や、所属内での内部統制の研修を通して、所属職員の理解を深めるとともに、複数人によるチェックを徹底し、適正な手續に努めることとする。		
こども・女性相談 支援センター	令和7年7月31日、 令和7年9月3日	指摘事項 旅費について、ETCカード及び法人カードを利用し県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
措置状況 旅行命令の未提出及び旅費の未支給については、総務事務センター等関係所属と調整の上速や		

		かに追給処理を行う。 また、旅行命令の処理については、班総括による管理に加えて、ＥＴＣカード使用簿及び法人カード使用簿に旅行命令確認欄を記載することとした。	
(知事部局・生活環境部)			
衛生環境研究センター	令和7年7月31日、 令和7年8月26日	指摘事項 消防用設備について、令和5年3月の点検で消火器及び非常放送設備が「不良」と判定されたにもかかわらず、その後、取替等を行っておらず、令和6年3月及び令和7年3月の点検でも「不良」と判定されている事例が認められた。 措置状況 令和7年8月20日に全ての不良箇所について改修を完了した。 消防設備保守点検の最終確認者を次長の所掌事務として明確化するとともに、不備事案を企画・管理担当職員全員で情報共有する。今後、不備事案の報告があった場合は、速やかに対策を講じ、当該年度内に完了しない対策については、翌年度の企画・管理担当職員全員に確実に引き継ぐ。	
(知事部局・商工観光労働部)			
大分高等技術専門学校	令和7年8月8日、 令和7年9月3日	指摘事項 清心寮（寄宿舎）グリストラツ清掃委託業務（産業廃棄物の処分を含む。）について、処分業の許可を有しない者と処分に関する事項を記載した契約書で契約を締結していたほか、別途、処分に関し、処分業の許可を有する者と金額の記載のない契約書で契約を締結するなど、著しく適正を欠いた契約事務が認められた。 措置状況 関係職員に、産業廃棄物処理に係る法令の理解のため研修を実施し、適正な手続に基づいた処分	
		(知事部局・農林水産部)	を行うよう徹底した。
農林水産研究指導センター農業研究部	令和7年9月10日、 令和8年1月16日	指摘事項 消耗品の購入について、一括発注が可能であるにもかかわらず別々に行っている事例や、2者による見積合わせを行い契約予定業者を決定したにもかかわらず、その者から改めて見積書を徴して契約を締結している事例が認められた。 措置状況 消耗品の購入要望について、「物品購入管理簿」により所属内の共有フォルダにて一元管理する体制を構築し、緊急性や特殊性がない物品については、まとめて発注するよう改善した。 管理担当全職員による契約事務規則の再学習を実施し、見積書等の内容確認を班総括と物品担当によるダブルチェックで実施するよう体制を整備した。	
農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	令和7年11月11日	指摘事項 農林水産研究指導センター圃場等において繰返し事故を起こし、乗用管理機及びトラクターを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況 令和6年度及び令和7年度の事故後は直接の原因となった障害物（令和6年度：金属製支柱、令和7年度：高さ約30cmの切り株）を撤去し、圃場内の危険箇所を整理するとともに、職員に対し安全確認及び安全運転の徹底を指導した。 また、毎日の朝礼において作業時の注意を徹底するとともに、定期的な職員間での作業安全に関する意見交換や、研修を通して事故防止を行っている。	指摘事項①
		農林水産研究指導	令和7年9月26日、

センター水産研究部	令和7年11月18日	一括発注が可能な試験研究用資材の購入について、別々に行っている事例が令和5年度定期監査における修繕の分割発注の事例に続き認められた。	
農林水産研究指導センター水産研究部北部水産グループ	令和7年11月6日	措置状況 事業によっては国庫補助金等外部の資金も活用しており、事業ごとに清算が必要になるものもあるため、事業内で一括発注できるものは一括発注するほか、購入要望について、「物品購入管理簿」により所属内の共有フォルダにて一元管理する体制を構築し、緊急性や特殊性がない物品については、まとめて発注するよう改善した。 また、部内の職員会議で分割発注の問題点を改めて共有するとともに、全職員に対して分割発注とならないよう訓示を行った。	
		宇佐家畜保健衛生所	指摘事項② 漁業調査船豊洋を損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。
			措置状況 事故後直ちに佐伯海上保安署等関係機関に事故の報告を行った。 安全運航規定は定めていたが、今回の事故を受け入港時の手順整理が必要と判断し、船体修繕期間中に入港訓練実施要領をまとめ、船体修理後、直ちに入港訓練を2回実施した。 訓練を通して問題点を検証し、帰港手順を定め、船員で共有し、実際の帰港時に同手順に従い接岸している。 今後は、船舶の安全運航に、これまで以上に注意を払う。
			指摘事項 自家用電気工作物保安管理業務について、委託契約を行い施設の保安管理を実施すべきところ、その事務を怠り、法令等に基づく点検等保安管理が行われていない事例が認められた。
	大分県立農業大学校	令和7年9月12日、令和8年1月16日	措置状況 令和6年度までは長期継続契約により保安管理業務委託を実施していたが、令和7年度の契約が未締結であったことから、監査後、令和8年2月1日付けで随意契約を締結するとともに、3月1日付けで3年間の長期継続契約を締結した。 また、委託等契約事務について遺漏がないかをグループ長、管理担当の複数の職員がチェックリストを用いて確認する体制を整えた。
		令和7年11月12日	指摘事項 入学促進のための公告業務委託について、事業実施伺や仕様書を作成せず、事業実施に当たり必要な内容をあらかじめ決定しないまま契約を締結している事例が認められた。
		宇佐家畜保健衛生所	措置状況 業務委託を行う上で留意すべき点をまとめたチェックリストを作成し、今後の契約の際に、事務に遺漏がないかを担当・担当部課長がチェックリストを用いて確認する体制を整えた。 また、全職員を対象として契約事務に関する研修を開催し、契約事務の遵守を徹底させることにより再発防止に努める。
		令和7年11月12日	指摘事項 公用車を種子貯蔵庫等に衝突させ、それらを損傷させたことにより、県に多額の損害を生じさせた事例が認められた。
			措置状況 事故後、交通安全講習を実施したほか、事故日の次の業務開始時に、全職員に対し、改めて交通安全防止を心がけるよう周知徹底した。運転する距離にかかわらず今までの以上に注意し、今回のような建物（障害物）等がある狭い場所での転回する場合、同乗者がいる時は必ず同乗者が確認し、同乗者がいない時は必ず運転者が下りて確認するよう、全職員に周知した。

(教育庁及び教育機関)			
九重青少年の家	令和7年9月11日、 令和7年10月29日	指摘事項 ウォークターラーの廃棄処分について、処分許可業者でない者と法令で必要とされている書面による契約を締結せず見積・請求により経理処理している。加えて、当該事業者が処分業務を再委託している事例が認められた。	約を締結するとともに、マニファエストによる最終処分の確認を行うことなく委託料を支出している事例が認められた。
		措置状況 産業廃棄物の処理に関する法令について所属関係職員内で確認するとともに、今後発生する廃棄物については事前に適切な処理手順を複数職員において確認した後、業者に依頼をするように徹底することとした。	措置状況 産業廃棄物収集運搬処分業務委託について、一括発注が可能と考えられるにもかかわらず別々に発注している事例や、契約に当たって見積書を徴することなく、予定価格を超える金額で契約を締結している事例が認められた。
		措置状況 一般・産業廃棄物収集運搬処理業務について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結し、加えて、競争入札を行うべきところ、随意契約により業務を委託している事例が認められた。	措置状況 産業廃棄物処理に関する委託業務について、事業実施伺い作成時に事務職員全員で根拠法令等を確認し共有する。決裁回議においては、統括事務長の決裁前に班総括によるレクを行うなど厳格な審査を通じ再発を防止し、より適正な処理を行うこととする。
大分商業高等学校	令和7年11月28日	指摘事項 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する内容を記載した契約書を再作成した。今後は前契約書の様式にとられることなく、法改正等についても都度確認をし、関係課から示された様式等と照合しながら契約書の作成を行うようにする。 ② 今回の指摘内容について事務室内で情報共有し、再発防止に向けた具体的なリスクポイントを認識させた。今後は同様のミスをしないようチェックリストを活用し再発防止を徹底する。	指摘事項 「地域とともに輝く高校魅力化事業」プロジェクト委託業務について、あいまいな仕様書を用いて契約を締結しているほか、検査員に任命されていない職員が完了検査を行っているなど、契約事務に関して不適正な事例が認められた。
大分西高等学校	令和7年12月11日	指摘事項 賃来第2グラウンド排水ポンプ保守点検委託業務について、産業廃棄物の処分を含んでいるにもかかわらず、処分業許可業者でない者と法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契	措置状況 担当者が委託契約に関する基本的な事項をマニュアル等で再確認した上で事務を進めるとともに、事務長が実施伺いや契約締結等の決裁時にマニュアル等に照らし疑義のある事項を確認しながら厳正な審査を行う。
			指摘事項 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当につ

			いて、算定基礎額及び在職期間が誤って計算され、過少支給された事例が認められた。
措置状況 会計年度任用職員の期末勤勉手当の額を算定する際、支給対象者について履歴書等により前歴の有無を確認し、前歴がある場合は任命権者の確認を併せて行うことを徹底する。 次年度以降同様の誤りを起こさないよう任用マニュアルの該当箇所に今回のケースを具体的に加筆して事務室内で確認できるようにした。 期末勤勉手当を支出する際は、任用マニュアルの該当箇所を決裁文書に添付し、前歴がある支給対象者について上記の確認が行われているかを各事務職員がそれぞれチェックし決裁する。			
2 注意事項についての措置状況			
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況	
(知事部局・総務部)			
大分県西部振興局	令和7年6月4日～6月6日、 令和7年10月22日	注意事項 西部振興局生産流通部所有使用期限切れ薬品等廃棄処分委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。	
措置状況 今後は、令和7年3月に循環社会推進課から示された産業廃棄物処理委託契約書のひな形を用いて契約書を作成するよう改善し、所属内で周知を図った。 また、関係する根拠法令等を必ず確認し、複数の職員によるチェックを徹底する。			
日田県税事務所	令和7年8月22日、 令和7年10月8日	注意事項 一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。	

(知事部局・福祉保健部)		措置状況 発注向い様式を改訂し、「物品購入の際の一括発注」に関する注意喚起を明記した。また、発注向いと見積書の内容確認は、担当者とは総括による二重体制で実施するよう改め再発防止を徹底した。
東部保健所	令和7年7月29日、 令和7年8月21日	注意事項 生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は依然として多額なことが認められた。 措置状況 職員会議において、収入未済額縮減に向けた以下の取組を改めて確認、指示した。 ① 生活保護開始時、保護中の訪問時等において、収入申告等の義務を周知、受給者の収入などの状況を的確に把握することにより、返還金の発生を防止する。 ② 返還金が発生した際には早期の返還につながるよう、受給者への指示、場合によっては返還方法の協議を行う。 ③ 返還が納入期限までに行われない場合、督促状の発付、催告等を適切に行い、状況調査の上、滞納処分の検討を行う。
中部保健所	令和7年10月15日、 令和7年12月17日	注意事項 多目的トイレ換気扇設備工事について、契約書に定められている工事完成通知の提出がなく、検査調書や工事目的物引渡書が適正に作成されていない事例が認められた。 措置状況 改めて、工事に係る通知内容を確認の上、所内において再発防止のための情報共有等を図った。
中部保健所由布保健部	令和7年10月16日、 令和7年12月17日	注意事項① 外部入居団体に係る庁舎等管理費について、算

		定基礎となる面積や人数を誤ったことにより、過少又は過大に徴収している事例が認められた。			
		措置状況 令和7年度分については速やかに過大徴収分を還付した。また、過年度分も再計算の結果、誤りがあったため、令和8年3月に追徴及び還付を行った。 今後は、今回の事例を会計職員で共有するとともに、要領に沿って正しく計算されているか複数の職員によるチェックを徹底する。			
		注意事項② 庁舎塵芥処理業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。			
		措置状況 速やかに委託業者との間で変更契約を締結し、契約書の修正を行った。また、所属内の会計職員で情報共有を行った。 今後は、担当職員を中心に関係法令等の理解促進に努めるとともに、複数の職員によるチェックを徹底する。			
豊肥保健所	令和7年9月5日、 令和8年1月16日	注意事項 一括発注が可能な修繕について、別々に発注している事例が認められた。	(知事部局・商工観光労働部)	産業科学技術センター 令和7年8月1日、 令和7年8月26日	措置状況 種類ごとに納期限を設定するなど、納入可能なものからの納品を条件とすることで一括発注は可能であることを用度管財課に確認。次年度からは一括発注を行うこととした。 注意事項② 毒物劇物の管理について、会計管理局長通知により定められた取扱マニュアル及びチェックリストを作成しておらず、棚卸しにおいて、残量の確認が実施されていない事例が認められた。
(知事部局・生活環境部)		措置状況 職員監査における注意を踏まえ、平時の情報共有や実施伺いの稟議時などにおいて複数の職員によるチェックを行い、再発防止に努める。			
消防学校	令和7年10月9日、 令和7年12月16日	注意事項① 一括発注が可能な消耗品の購入について、別々に行っている事例が認められた。			

大分県立工科短期 大学校	令和7年8月19日、 令和7年9月25日	起や研修を定期的に実施する。 注意事項② 計量機器の検査・検定業務について、法令で定められた有効期限を経過した検査用基準器を用いて検査を行っていた事例が認められた。 措置状況 基準器の有効期間一覧を執務室に掲示し、基準器に有効期間を表示するとともに、e-オフィス内のスケジュール欄に有効期間満了日を記入するなど、全ての担当者が把握できるようにしたほか、月に一度、計量担当内で勉強会を実施し、マニュアルの読み込みや基準器の使用方法の実習等の研修など、検査員としての資質向上を図った。	注意事項① 電気料金の支出について、支払手続を失念し資金前渡口座に入金しなかったことにより振替不能が生じ、遅延利息を支出している事例が認められた。 措置状況 公共料金等支払確認表を作成し、月初めと毎月15日頃に支払処理状況の確認をすることとした。また、併せて、確認表を副任と共有し、チェック体制を強化することにより、支払漏れを防止することとした。 注意事項② 芝生育成管理業務委託について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。 措置状況 経理担当に対し、大分県契約事務規則や大分県会計規則等について周知・徹底を行った。	また、北部振興局管内会計事務勉強会等に参加し会計規則の習熟に努めるとともに、所属内にも研修内容等を共有し、関係職員の知識の習得に努めた。 注意事項① ネットワーク・ソフトウェア・ハードウェア保守委託業務について、仕様書で定めた業務報告書が提出されておらず、履行確認が不十分である事例が認められた。 措置状況 「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を添付すべき契約については、関係職員同士で、届出や報告がなされているかどうかをチェック表で確認するなど、報告漏れ等がないよう徹底した。 注意事項② 大分高等技術専門校敷地舗装工事について、検査員に任命されていない職員が検査を行い、履行確認が不十分なまま目的物の引渡しを受けている事例が認められた。 措置状況 関係職員に、法令や規則等の理解のための研修を実施し、適正な手続に基づいた事務を行うよう徹底した。 注意事項 ハードウェア保守委託業務について、仕様書に記載された業務のうち一部において履行の確認ができる書面が提出されておらず、履行確認が不十分である事例が認められた。 措置状況 令和7年度は監査指導以降、通常運用時のサポート等についても業者に報告書の提出を求めることとした。 また、令和8年度については、書面で履行確認

		された時点で年度内に業務が全て完了するかを確認すること、適正な予算執行に努めることとした。	
(教育庁及び教育機関)			
大分県教育事務所	令和7年12月2日～12月3日	注意事項 会計年度任用職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税について、納付手続を誤ったことから滞納が生じ、延滞税を支出している事例が認められた。 措置状況 税務署と協議の上、誤って納付していた賞与分の還付を受けて令和7年1月17日付で不足していた報酬分の所得税を納付した。 また、報酬分の所得税未納に係る延滞税について、期限内に納付した。 今後は、払出命令残額の確認や計算書と納付書の整合性などのチェック項目を具体化するとともに、担当・総務関係職員・次長の三段階によるチェック体制を徹底し再発防止に努める。	歴史博物館 令和7年9月5日、令和7年10月21日 注意事項 宇佐風土記の丘芝刈・除草及び園路等清掃業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（障害者支援施設等）の規定による随意契約を行っているにもかかわらず、大分県契約事務規則第33条の3に定められた公告を実施していない事例が認められた。 措置状況 今後は、会計研修を受講するなど、関係法令や通知に対する理解を深めるとともに、諸規定に基づく手続に漏れ等がないか業務フローを作成し、適正な事務処理に努める。
大分県立図書館	令和7年8月4日、令和7年9月2日	注意事項① 一般廃棄物・産業廃棄物処理業務委託について、法令等で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。 措置状況 今後は、関係法令や通知に沿った契約書の作成を徹底し、法定記載事項の記載漏れがないかをチェックリストで確認して適正な契約事務処理に努める。 注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況	高田高等学校 令和7年11月11日 注意事項 外部から招いた声楽家の来校に係る旅費について、旅行依頼簿及び旅費請求書を作成せず、また、航空賃の領収書等を提出させず実際に支払った金額を確認しないまま支出した事例が認められた。 措置状況 今後は、職員以外の者に対して航空機利用を伴う旅行を依頼した場合、必ず航空賃の領収書等を添付することとした。 また、県立学校旅費事務取扱要領を活用して職員それぞれが外部講師等に対する旅費支給に関する基礎知識の習得に努めるとともに複数の職員によるチェックを徹底する。 注意事項 エレベーター保守点検委託業務について、契約期間の前に点検が実施されているほか、請求書が履行確認の前に提出されているなどの事例が認められた。
		別府鶴見丘高等学校	令和7年10月16日、令和7年12月23日

		措置状況 定期監査後、11月10日に業者と協議して令和7年10月分の請求書及び点検報告書から修正を行った。 今後は、報告書等の内容や日付の整合性について主担当及び副任職員でチェックシートを活用した確認を徹底する。			
大分舞鶴高等学校	令和7年12月5日	注意事項 給与の支給について、資金前渡口座に振り込まれた当日に支払わず、そのまま同口座に保管し、遅れて支給した事例が認められた。 措置状況 校長に報告し当該職員にも事情を説明し、5月26日に支払処理を完了した。 今後は、口座エラーの起こりやすい4・5月について給料日に資金前渡通帳の確認を行い、総務事務センターからの連絡は事務長にも共有し、疑義がある場合は、速やかに問い合わせて再発防止に努める。	大分商業高等学校	令和7年11月28日	措置状況 今後は、管理職を含め学校全体で未済金の徴収に取り組む体制を作り、大分県立学校の授業料等徴収規則及び大分県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に則り、適切な徴収事務を行う。 注意事項 一括発注が可能な情報処理室Ⅰの雨漏り補修等2件の工事について、別々に発注している事例が認められた。 措置状況 今回の注意内容について事務室内で情報共有し、再発防止に向けた具体的なリスクポイントを認識させた。今後は同種の工事が複数あった場合、設計実施機関が異なっても特段の事情がなくおおむね同時期に発注が可能であれば、一括発注による効率性や経済性等について関係機関と協議の上適切な工事の発注処理に努める。
大分南高等学校	令和7年12月4日	注意事項 年度内に完了していない産業廃棄物収集運搬処理業務の委託料について、当該年度予算により支出している事例が認められた。 措置状況 最終処分が年度内に終了しないような産業廃棄物は、3月は業者に回収させないよう徹底した。今後は、処理が年度をまたぐことのないようにするとともに、契約の更新に掛かる時期にあっても同様に取り扱うことを徹底する。	芸術緑丘高等学校	令和7年11月26日	注意事項 行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。 措置状況 調定漏れを把握した翌日に調定を行い、納期内に収入を確認した。 今後は、一年間の調定及び収入に係る業務一覧表を作成し、調定期限及び納入期限を全員が確認できるようにする。また、特に業務量が多い年度末及び年度初めについては、業務の執行計画表を作成し、複数職員による確認を徹底し再発防止に努める。
大分工業高等学校	令和7年12月3日	注意事項 授業料未収金の債権管理について、令和2年4月からの授業料の未納に対し督促等を行っていたが、令和3年5月以降、催告を行っていない事例が認められた。	大分西高等学校	令和7年12月11日	注意事項 公共料金（水道料金及び下水道使用料）の支出について、資金前渡口座への入金を失念したこと

		により振替不能が生じ、督促手数料を加えて納付している事例が認められた。		税についても期限内に納付した。 今後は、執行管理表に起票日を入力して所得税の納付日及び納付額を複数の職員で確認するとともに、事務長が定期的に執行管理表を確認して再発防止に努める。	
		措置状況 今後は公共料金の支払期日の確認を担当者及び出納員で確実に行い、資金前渡口座からの振替日に通帳の記帳を行うことで振替処理が行われているか確認する。			
臼杵高等学校	令和7年11月12日	注意事項 臼杵高等学校第2体育館照明改修工事について、予定価格調書に誤った最低制限価格を記載している事例が認められた。			
		措置状況 今後は、予定価格調書作成の際、参考資料の必要な部分を着色することで取り違えを防ぎ、開封時に複数職員による確認を徹底し、再発防止に務める。			
津久見高等学校	令和7年11月18日	注意事項 大分県技能検定受検支援事業費補助金について、交付申請書及び実績報告書の提出日より前に交付決定及び額の確定を行っていた事例が複数認められた。	三重総合高等学校	令和7年11月13日	注意事項 課題解決学習フアンリテーター業務委託について、検査員の任命及び完了検査を行わず、履行確認が不十分なまま委託料を支出している事例が認められた。
		措置状況 今後は、事務処理において前例踏襲を排し、当該補助金交付要綱及び会計規則に基づき内容に不備がないか事務室職員全員で確認する。また、確実に引継ぎを行い、再発防止に務める。			措置状況 今後は、委託契約ごとに検査員を任命し、業務完了時に検査調書を作成の上履行確認を行い、その確認書類を支出命令票の添付に添付することを徹底する。 また、事務処理でマニュアルを整備し、関係職員へ周知を図り、再発防止に努める。
佐伯鶴城高等学校	令和7年9月30日、 令和7年11月18日	注意事項① 会計年度任用職員の報酬に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納付が遅延したことにより不納付加算税を支出している事例が認められた。			注意事項 トラクターを損傷させたことにより、県に損害
		措置状況 税務署と協議の上、令和7年4月14日付けで不足していた報酬分の所得税を納付し、不納付加算	玖珠美山高等学校	令和7年10月22日	

		を生じさせた事例が認められた。	措置状況 今後は、農機具を使用する際、可能な限り二人以上で作業を行うとともに、「前後左右確認」の表示を貼って意識付けを行い、再発防止に努める。	
日田林工高等学校	令和7年9月9日、 令和7年10月22日	注意事項 日田林工高木伐採・樹木剪定業務委託について、予定価格を事前公表していた事例が認められた。	さくらの杜高等学校 令和7年11月21日	注意事項 他校から管理換えされたノートパソコン2台を紛失し、その経緯が不明であるなど、物品管理が適正でない事例が認められた。
		措置状況 今後は、電子入札マニュアルや入札・契約事務マニュアルに沿った手順を複数職員により確認するとともに、電子入札システムを使用する際にはマニュアルを参照しながら、事務長立ち合いで入力、確認することで再発防止に努める。		措置状況 当該パソコンはデータを全て消去した後、管理換えを受けており、本校では使用できなかったためにヘルプデスクに持ち込みをしたものであったが、発見には至らなかった。このことを踏まえ関係課と協議し、個人情報の流出はなく備品の紛失事故とすることと判断し、令和6年11月に事故報告書を提出した。 今後は、保管場所を明確にし、物品の現物確認を必ず年1回行う、また、情報資産の持ち出し・返却の際は持出簿への記載を徹底する。
中津北高等学校	令和7年11月5日	注意事項 「地域への魅力発信」プロジェクト委託業務について、業務完了通知に関する条文が含まれておらず、業務内容がいまいで契約金額が適正かどうかの判断が困難である仕様書を用いて契約を締結している事例が認められた。	日出支援学校 令和7年9月17日、 令和7年10月31日	注意事項 大分県立日出支援学校浄化槽維持管理業務委託について、浄化槽清掃業の許可を有していない者と契約を締結し、実際の清掃業務は契約書等に記載のない別の清掃許可業者が行っている事例が認められた。
中津東高等学校	令和7年10月24日	注意事項 通勤手当に係る高速道路等を利用する職員の特別料金等加算額について、平日朝夕割引を適用後の額によらず、過大に支給している事例が認められた。		措置状況 業務許可を有していない清掃業務については、再委託の協議書を交わし、現在契約している業者と清掃業務に関する業務の再委託契約を行った。 今後は、事務室全体で過去の監査結果や関係法令の知識を深める研修を行い、相互チェック機能を強化し、適正な処理を行うよう徹底する。

(警察本部)					
警察学校	令和7年12月2日	注意事項① 事業系一般廃棄物等収集運搬処理業務委託について、法令で定められた基準を満たしていない契約書を用いて契約を締結している事例が認められた。 措置状況 今後、業務委託契約を締結する際は、会計手続の関係規程のほか、委託業務に関係する法令について、契約に携わる担当職員のほか、上司も正確な理解に努め、重層的なチェック機能を働かせ、適正な事務処理に努める。 なお、当該業務委託契約において収集された産業廃棄物については、法令に沿った処理が行われていることを委託業者に確認している。			
大分中央警察署	令和7年10月21日、令和7年12月19日	注意事項 ノートパソコン2台を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況	大分東警察署	令和7年9月17日、令和7年12月19日	定例会や幹部会議等において、本損傷事案を共有するとともに、過去のパソコン損傷事例を交え再発防止のための注意喚起を行った。 今後、署員に対し、物品の適正管理のための指導を継続的にを行い、物品損傷事案の再発防止に努める。
			玖珠警察署	令和7年8月29日、令和7年10月15日	注意事項① 会議に伴う意見交換会参加費の資金前渡による支出について、返納を伴う精算手続を支払後5日以内に行うべきところを遅延している事例が認められた。 措置状況 今後は、会計担当者において会計規則を始めとした各種規程の内容を正しく理解するとともに、重層的なチェック機能を働かせ、会計手続の適正化を図る。 なお、監査受監後は、返納を伴う精算を行う場合は、支払後、遅くとも2開庁日以内に精算を確定させ、精算手続の遅延防止に努めている。 注意事項② 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生

大分県監査委員 大友 栄二 大分県監査委員 阿部 長夫		
1 指摘事項についての措置状況		
監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(知事部局・土木建築部)		
公園・生活排水課	令和8年1月22日	指摘事項 県営都市公園の占用許可について、許可期間満了後に更新申請がされておらず無許可で占用している事例や、占用に係る使用料の調定を行っていない事例が多数認められた。
措置状況 該当する占用者に対して説明を行い、速やかに更新許可手続を行うとともに、未徴収分の調定処理を行い、令和8年3月末までに全ての更新手続と使用料の収納が完了した。 なお、県営都市公園の占用許可状況について、全体確認ができるよう許可台帳の一元化・データベース化を行い、所属内での進捗管理を徹底し、再発防止に努めている。		
~~~~~		
<b>監査委員公表第753号</b> 令和8年3月24日付け監査第827号で提出した財政的援助団体等監査及び当該団体を所管する県の関係所属に対する財務監査（臨時監査）の結果に関する報告に対し、大分県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。  令和8年8月21日  大分県監査委員 長谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 恭 子		
1 指摘事項についての措置状況		
~~~~~		
監査委員公表第752号 令和8年3月24日付け監査第776号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和8年8月21日 大分県監査委員 長谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 恭 子		
豊後大野警察署	令和7年12月10日	注意事項 ノートパソコンを損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況 損傷の原因となった無線機の落下防止のため、パソコンラックの上部に設置していた充電器を別の場所に移動させた。 また、各駐在所に対して同様に落下のおそれのある物をパソコン上部に置かないように指示するとともに、全署員に対して朝礼等を通じて本損傷事案の共有を行い、物品の損傷事故防止について指導した。 今後もし引き続き、各種物品について適切かつ慎重な取扱いに努めるよう署員に周知徹底を図る。

(1) 財政的援助団体等監査			を確実に行うよう周知の徹底を図った。		
監査対象団体名 (所管課)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況	大分県土地開発公社（土木建築部用地対策課）	令和7年9月17日から9月18日まで、 令和7年10月24日	指摘事項 職員の管理職手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、5年間もの長期にわたり、支給額不足が生じている事例が認められた。
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（総務部学事・私学振興課）	令和7年11月5日から11月6日まで	指摘事項 収入事務について、令和6年度の財政的援助団体等監査で指摘されたにもかかわらず、決裁権者の決裁が未了のまま収納処理を完了している事例が複数認められた。			措置状況 団体に対し、県の職員給与条例や諸手当に関する規則等について、改定内容等の確認を徹底するとともに、給与等の適正な支払処理が行われるよう指導した。 なお、支給対象者2名に対し、支給不足額の50,490円を令和7年10月分給与支給時に追給済みである。
		措置状況 令和6年度の指摘事項を受け、会計事務取扱規程及び事務決裁規程に関する職員研修を実施したが、再発防止につながらず同様の指摘事項を受けたことから、令和8年1月に決裁時の決裁漏れがないかどうかダブルチェックを実施するよう指導を行った。 これを受け、団体として、決裁終了後に起案者と副任等によるダブルチェックを行うとともに、起案者が簿冊に綴じ込む際にも、再度決裁漏れがないかの確認を平時から徹底することとした。 なお、団体においては、令和7年度の決裁文書について、令和8年3月中旬に、総務企画部職員全員で全ての決裁文書の再点検を実施した。	株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）	令和7年11月18日から11月19日まで	指摘事項 大分スポーツ公園の利用時間変更について、大分県都市公園条例施行規則に規定する知事の承認を受けていない事例が多数認められた。
ツール・ド・九州2024大分ステージ推進委員会（企画振興部スポーツ振興課）	令和7年12月8日	指摘事項 交通量調査に係る委託業務について、検査員の任命を行わずに検査を行っているほか、委託契約書及び検査調書が未作成であった。加えて、業務仕様書で定めた業務スケジュール等が未徴収となっていることが認められた。			措置状況 指定管理者に対し、利用時間変更の手続について、再度内容の確認及び全職員への周知徹底を行うよう指導した。また、当課においても、変更申請受理時には、最新の利用予定表と申請内容を突合し、申請漏れがないか確認した上で承認するよう徹底した。 なお、指定管理者においては、全職員を対象に利用時間変更申請の具体的手順を作成の上研修を実施し、令和8年1月分以降、この手順に沿って適切に処理している。
		措置状況 当該団体に対し委託契約に関するマニュアルの遵守及び県契約事務規則等に基づいた適切な契約事務手続を徹底するよう指導した。 団体においては、契約事務の指導や仕様書に基づき業務が執行されているか複数職員による確認	株式会社大宣（土木建築部公園・生活排水課）	令和7年11月18日から11月19日まで	指摘事項 大分スポーツ公園使用料徴収事務の実施に当たり、一部の施設について長期間にわたり、使用料を重複して徴収している事例が認められた。

		措置状況 令和8年2月に指定管理者に対し、窓口で用いている受付システムについて、重複許可をしないように入力フォームを改善し確認体制を構築するよう指導した。 なお、重複徴収分については、対象者1者に対し、令和3～7年度分の重複徴収額5,720円を返金した。	体育大会大分県実行委員会（教育庁体育保健課）		大会報告書作成業務委託や物品購入に係る支出について、検査表示がない請求書等により支払を行っている事例が多数認められた。 措置状況 当該団体は、既に解散しているものの、本課において同様の任意団体の業務を行っていることから、他の会計処理において同様の事案がないか調査を行うとともに、検査表示について適切に処理を行うよう関係職員に指導した。
フアビルス・プランニング大分共同事業体（土木建築部公園・生活排水課）	令和7年11月28日	指摘事項 大洲総合運動公園使用料徴収事務の実施に当たり、一部の設備について長期間にわたり、大分県使用料及び手数料条例の類似設備の規定を適用して使用料を徴収している事例が認められた。 措置状況 県議会の令和8年第2回定例会において、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を定める議案を提出し、当該設備の使用料を規定した。 また、条例に基づく許可や使用料の運用について、定期的に県と指定管理者の両方で確認を行う。			
大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課）	令和7年9月17日から9月18日まで、令和7年10月24日	指摘事項 職員の管理職手当について、県の規程を準用しているにもかかわらず、給与改定内容を反映させなかったことから、5年間の長期にわたり、支給額不足が生じている事例が認められた。 措置状況 団体に対し、県の職員給与条例や諸手当に関する規則等について、改定内容等の確認を徹底するとともに、給与等の適正な支払処理が行われるよう指導した。 なお、支給対象者5名に対し、支給不足額の139,032円を令和7年10月分給与支給時に追給済みである。			
全国高等学校総合	令和7年12月16日	指摘事項			
			(2) 財務監査（臨時監査）		
		監査対象機関名 （関係団体）	監査実施日	監査の結果及びその措置状況	
		土木建築部公園・生活排水課（株式会社大宣）	令和8年1月7日	指摘事項 大分スボーツ公園の利用時間変更について、大分県都市公園条例施行規則に規定する知事の承認を受けていないにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な措置を行っていない事例が多数認められた。 措置状況 指定管理者に対し、利用時間変更の手続について、再度内容の確認及び全職員への周知徹底を行うよう指導した。また、当課においても、変更申請受理時には、最新の利用予定表と申請内容を突合し、申請漏れがないか確認した上で承認するよう徹底した。 なお、指定管理者においては、全職員を対象に利用時間変更申請の具体的手順を作成の上研修を実施し、令和8年1月分以降、この手順に沿って適切に処理している。	
		土木建築部公園・生活排水課（株式会社大宣）	令和8年1月7日	指摘事項 大分スボーツ公園使用料徴収事務委託について、使用料の重複徴収が長期間にわたり続いているにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な	

		指導を行っていない事例が認められた。			措置状況 備品の変動（新規購入、廃棄等）発生時に、備品登録システムと変更協定用エクセル台帳を同時入力する運用に改め、入力作業のタイムラゲを解消する。 入力後、担当者及び総括により一連の作業を確認する二重チェック体制を徹底する。 また、県と対象団体の担当者間で、変更内容及び変更協定の必要性について、事前に認識を共有し、協定締結前に両者で最終確認を実施することとする。
土木建築部公園・生活排水課（フアビルス・プランニング大分共同事業体）	令和8年1月16日	指摘事項 大洲総合運動公園使用料徴収事務委託に関し、一部の設備について長期間にわたり、大分県使用料及び手数料条例の類似設備の規定を適用して使用料を徴収していたにもかかわらず、その事実を把握せず、必要な指導を行っていない事例が認められた。 措置状況 県議会の令和8年第2回定例会において、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を定める議案を提出し、当該設備の使用料を規定した。 また、条例に基づく許可や使用料の運用について、定期的に県と指定管理者の両者で確認を行う。	One Rugby, One Oita 推進委員会（企画振興部スポーツ振興課）	令和7年11月4日	注意事項 支出について、支払日までに決裁権者の決裁が行われていないものがあり、また、会計書類に決裁日等を記載していないものが多数認められるなど、不適切な経理処理の事例が認められた。 措置状況 当該団体に対し、委託契約に関するマニュアルの遵守及び会計規則に基づいた適切な契約事務手続を徹底するよう指導した。 団体においては、担当者の事務処理に係る意識の向上を図るとともに、会計書類の回議や承認時において、決裁権者を含む複数職員による確認を徹底する。
2 注意事項についての措置状況 (1) 財政的援助団体等監査			公益財団法人森林ネットおおいた（農林水産部森との共生推進室）	令和7年9月8日から9月9日まで、令和7年12月8日	注意事項 施設賠償責任保険について、「大分県県民の森施設の管理に関する基本協定書」では、県を被保険者とするとともに交叉責任担保追加特約を付帯する必要があるにもかかわらず、行っていない事例が認められた。 措置状況 所管課から指定管理者に説明を行い、十分な理解を促した。その上で現契約を解除し、令和7年10月1日から1年間の期間で、県を被保険者とするとともに交叉責任担保追加特約を付帯した指定管理者賠償責任保険に加入した。
監査対象団体名 (所管課)	監査実施日	監査の結果及びその措置状況			
公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団（企画振興部芸術文化振興課）	令和7年10月7日から10月8日まで、令和7年11月17日	注意事項 県から貸与された備品について、「大分県立総合文化センターの管理に関する基本協定書」の変更を行っていない事例が認められた。			

		今後は、年度協定締結時及び保険契約の更新・変更時に確認を十分に行い、必要に応じて指導を行う。	育庁体育保健課）	から11月19日まで	大分県立武道スポーツセンターについて、大分県立スポーツ施設利用規則に定める利用時間や休業日を変更する申請を行っていない事例や申請に対する承認を受けていない事例が認められた。
株式会社大分国際貿易センター（土木建築部港湾課）	令和7年12月10日	注意事項 契約を自動更新している清掃や消防設備保守点検の委託業務について、一括発注の検討や価格の見直しを行っていない事例が認められた。	(2) 財務監査（臨時監査）		措置状況 教育委員会の承認が必要なことについて、関係職員へ周知徹底し、承認フローの厳格化と明確化及び承認状況の定期的チェック体制を整備した。
		措置状況 団体に対し、自動更新している委託業務（清掃、消防設備保守点検）の契約について一括発注の検討や価格の見直しを行うよう指導した結果、団体では、複数者から見積りを徴取し経済性・競争性を確保するとともに、一括発注を行った。			
株式会社ササキコーポレーション（土木建築部港湾課）	令和7年11月14日	注意事項 別府港機械管理駐車場の利用料金の設定に当たり、大分県港湾施設管理条例に定める知事の承認を受けていない事例が認められた。			
		措置状況 指定管理者に対し、条例に基づいた適切な事務処理を行うよう指導した。 なお、監査指摘後、速やかに指定管理者から利用料金承認申請書を提出させ、承認を行った。	監査対象機関名 （関係団体）	監査実施日	監査の結果及びその措置状況
株式会社大宣（教育庁体育保健課）	令和7年11月18日から11月19日まで	注意事項 大分県立武道スポーツセンターについて、大分県立スポーツ施設利用規則において定めることとされている個人で利用する場合の手続が定められていない事例が認められた。	企画振興部芸術文化振興課（公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団）	令和7年12月12日	注意事項 県が貸与した備品について、「大分県立総合文化センターの管理に関する基本協定書」の変更を行っている事例が認められた。
		措置状況 指定管理者に対し、条例に基づいた適切な事務処理を行うよう指導した。 なお、監査指摘後、速やかに指定管理者から利用料金承認申請書を提出させ、承認を行った。			措置状況 備品の異動（新規購入、廃棄等）発生時に、備品登録システムと変更協定用エクセル台帳を同時入力する運用に改め、入力作業のタイムラグを解消する。 入力後、担当者及び総括により一連の作業を確認する二重チェック体制を徹底する。 また、県と対象団体の担当者間で、変更内容及び変更協定の必要性について、事前に認識を共有し、協定締結前に両方で最終確認を実施することとする。
株式会社大宣（教育庁体育保健課）	令和7年11月18日	措置状況 法令遵守に基づく施設運営を確立するため、個人利用手続に関する規定を速やかに定め、教育委員会の承認を得るよう指導し、令和8年7月に承認したところである。	福祉保健部こども政策局こども未来政策課（学校法人ルナ幼稚園）	令和7年12月18日	注意事項 「大分県私立幼稚園運営費補助金（処遇改善加算）」について、書類審査や調査等を十分に行っておらず、補助金額の算定が要領どおりに行われていない事例が認められた。
株式会社大宣（教育庁体育保健課）	令和7年11月18日	注意事項			措置状況

		私立幼稚園連合会の研修会等において、補助金制度の内容や算定に係る留意事項、申請スケジュール等の行政説明を実施することを申し入れ、各施設に対して更なる制度周知及び理解促進を徹底する。 また、施設ごとに実地で行う学校検査の際には、補助対象経費の考え方や補助申請及び実績報告の審査方法、必要書類の整備、チェックポイント等について個別指導を行い、補助金の適正執行に向けた指導を強化する。 課内での審査に当たっては、補助金審査をより慎重に行うとともに、別の職員によるダブルチェックを行うことにより、補助金額の算定及び関係書類の確認を一層徹底し、再発防止に努める。			
農林水産部森との共生推進室（公益財団法人森林ネットおおいた）	令和7年12月12日	注意事項 施設賠償責任保険について、指定管理者が「大分県民の森施設の管理に関する基本協定書」に反し、県を被保険者とせず、また、交叉責任担保追加特約を付帯していなかったにもかかわらず、必要な指導を行っていない事例が認められた。 措置状況 所管課から指定管理者に説明を行い、十分な理解を促した。その上で現契約を解除し、令和7年10月1日から1年間の期間で、県を被保険者とするとともに交叉責任担保追加特約を付帯した指定管理者賠償責任保険に加入した。 今後は、年度協定締結時及び保険契約の更新・変更時に確認を十分に行い、必要に応じて指導を行う。			
土木建築部港湾課（株式会社ササキコーポレーション）	令和8年1月7日	注意事項 別府港機械管理駐車場の利用料金の設定に当たり、指定管理者が大分県港湾施設管理条例に定める知事の承認を受けていなかったにもかかわらず、必要な指導を行っていない事例が認められた。			
教育庁体育保健課（株式会社大宣）	令和8年1月8日	措置状況 指定管理者に対し、条例に基づいた適切な事務処理を行うよう指導した。 なお、監査指摘後、速やかに指定管理者から利用料金承認申請書を提出させ、承認を行った。			
		注意事項 大分県立武道スポーツセンターの指定管理について、大分県立スポーツ施設利用規則において指定管理者が定めることとされている個人利用の手続が定められていないにもかかわらず、必要な確認と指導を行っていない事例が認められた。 措置状況 法令遵守に基づく施設運営を確立するため、個人利用手続に関する規定を速やかに定め、教育委員会の承認を得るよう指導し、令和8年7月に承認したところである。			
教育庁体育保健課（株式会社大宣）	令和8年1月8日	注意事項 大分県立武道スポーツセンターの指定管理について、大分県立スポーツ施設利用規則に定める利用時間や休業日の変更に係る承認手続を適正に行っていない事例が認められた。 措置状況 教育委員会の承認が必要なことについて、指定管理者に指導・周知徹底した。 今後は、申請・承認通知のやりとりを複数人に共有するほか、チェックリストを作成し手続に漏れ等がないか、県・指定管理者双方で定期的に確認することにより、再発防止に努める。			